

第107号議案

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

品川区印鑑条例（昭和50年品川区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条に次のただし書を加える。

ただし、別に規則で定める方法により申請する場合にあつては、印鑑登録証の提示を省略することができる。

第19条に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書に規定する場合にあつては、印鑑登録証を提示したものとみなし、印鑑登録証明書を交付するものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）印鑑登録証明のオンライン申請を開始することに伴い、規定を整備する必要がある。